



月報

4

全缶協



(45.4年版 VOL.4)

◆目 次◆

3月の行事	1
◇普及宣伝部会	2
第2回「缶詰食べましょう週間」実施要領	2
◇日缶協・消費拡大、規格表示合同委員会の概要	4
◇果実・規格合同部会	7
◇在京規格部会	9
◇食品缶詰試買会	11
◇新平3号缶の内容量基準の検討会	12
◇倉庫保管料率改訂への説明会	13
◇缶詰全国大会	20
◇缶詰キャンペーン委員会	28
◇規格表示委員会(日缶協)	29
◇食品加工全国団体連絡会議	30
◇果実飲料の日本農林規格(案)打合会	32
◇ジユース委員会(日缶協)	32
◇チラシ問題に関する弁護士の見解	38
◇小売店へのシール貼付徹底を図る	39
◇山形缶協創立10周年記念(浅井会長講演)	40
◇青島ワイドショー	43
◇在京委員会	44
関係団体報知	45
会員消息	46

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地
八重洲通ビル7階

電話 東京(278)9289番

3月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
山形缶協 10周年記念 缶詰キャンペー ン委員会	3月 5日	10.30～ 13.00～	山形市産業会館 日缶協	浅井会長講演
アスパラガス規格 打合会	3月 9日	10.00～12.00時	検査協会	専務
筍缶詰委員会	3月10日	10.00～12.00時	松山市ホテル 奥道後	
筍缶詰全国大会	3月10日	13.00～	"	
ジユース委員会	3月12日	13.30～	日缶協	
市販缶詰試買会	3月13日	9.30～16.00時	公取委	
全食協連絡会議	3月14日	14.00～16.00時	全国ピッケツト 会館	12団体
消費、規格委員会 (日缶協)	3月17日	13.30～17.00時	日缶協	
在京規格部会	3月17日	10.30～11.30時	北洋商事	
市販缶詰試買会	3月18日	10.00～	兵庫県立神戸生 活科学センター	
倉庫保管料金値上 げ説明会	3月18日	13.30～	日缶協	
普及宣伝部会	3月23日	13.00～15.00時	北洋商事	20名
果実・規格部会	3月23日	10.00～12.00時	"	19名
倉庫保管料金値上 げ説明会	3月25日	14.00～	日缶協	
青島の ワイトショー	3月27日	12.30～13.30時	日本テレビ 他16ネット	
在京委員会 (青樹会)	3月27日	15.00～18.00時	北洋商事	11名
平3号缶の検討会	3月30日	13.30～	検査協会	

4月の行事予定

業務用缶詰懇談会	4月 7日	16.30～19.30時	名古屋 国際ホテル	
果実飲料JAS問 題点検討会	4月 8日	13.30～	製缶協	
在京蔬菜規格 果実合同部会	4月 9日	13.30～15.00時	北洋商事	

普 及 宣 伝 部 会

日 時 昭和 45 年 3 月 23 日 13:00 ~ 15:00 時

場 所 北洋商事㈱ 7 階 会議室

議 題 1. 缶詰キャンペーん委員会経過報告

2. 45年度「缶詰食べましよう週間」実施に関する件

3. 第2次販売促進案に関する件

※ 部会討議の概要

この部会は、45年度「缶詰食べましよう週間」実施に関する件を中心議題として検討が行なわれ、次の実施要領にて展開することになった。

第2回「缶詰食べましよう週間」実施要領

全国缶詰問屋協会では44年度事業計画の一環として「缶詰食べましよう週間」を実施したが、45年度はさらにその実施規模を拡大し、現下の重要時点に立つ缶詰の販売促進のため下記要領により積極的な普及宣伝を行なう。

1. 缶詰の販売促進を図ることが急務とされる現状に鑑み、第2回「缶詰食べましよう週間」を設定する。

期間 45年5月10日より全国一斉

2. 運動期間中に缶詰を購入した一般消費者に対して缶切り無料提供する。
3. 45年度「缶詰食べましよう週間」予算は下記の通りである。

〔拠出の内訳〕

〔缶切り〕

(A) 全缶協 45年度普及宣伝費より	300万円	} 100万個
(B) 全缶協手マーク有志の実費負担	300万円	

(C) 有力メーカー又は県缶協よりの協賛 600万円 100万個

合計 1,200万円 200万個

(D) パイン関係4団体よりの協賛金 240万円 40万個

P.O.P広告、缶切り運送費その他の必要経費はこの予算の中から支出するものとする。ただしB項は除く。

4. 全缶協会員に対する缶切り配布数は上記3項の(B)を除きすべて均等割および会費割によるものとする。(前年度の方式)
なお小売店への缶切り配布方法は会員店の任意とする。
5. 小売店への缶切り配布は全缶協会員のみによつて行なう。
なお期間中であつても3項(A)(C)(D)の割当分は予定の缶切り消化の日をもつて終了することとし、小売店への缶切り追加は行なわない。
6. 3項(B)の実費負担による缶切り発注は全缶協を窓口とする。1615缶切り1個当たりの実費は5円60銭で全缶協窓文価格と同値の特別割引きとなる。
なお実費負担分に限り缶切りにブランド名等を刻印することができるが、1万個以上、3万個未満のものにあつては刻印料実費負担。ただし3万個以上の場合は刻印代は無料。なお運送費は実費負担とする。
7. 有力メーカーへの協賛の呼びかけは最も深い取引関係にある全缶協会員店がそれぞれ個々に行なうものとする。
8. 缶切りは新考社に発注する。
9. P.O.P広告は5万枚を用意し配分する。
10. 缶詰の有力メーカーよりの協賛額は別途協議決定する。
11. 協賛金の納入期日は4月30日までとし、協賛パッカー会社から直接又は担当全缶協会員会社を通して全缶協取引銀行に振り込むものとする。
なお領収証は全缶協で発行し事務局より協賛会社へ送付する。

1. 有力メーカー又は県罐協よりの協賛金について

在京の代表メンバーによつて担当窓口店・賛助額等を決定することになつた。

2. 全罐協平マーク有志の実費負担について

実施要領 6項の条件により、全缶協を窓口として一括発注することになつた。

この缶切は自己のブランド名を刻印する。

今回の缶切総個数は実費負担分を含め最低 250万個にはなろうとの見解である。

3. P O P 印刷について

P O P 広告は、5万枚を印刷するが、昨年は P O P の裏面に小売店に対する口上書を印刷したが、本年は「どの缶詰を買つても缶切がもらえる」といつた判りやすい文言に改めて印刷することになつた。

4. 第2次販売促進案に関する件

「缶詰食べましよう週間」は、缶詰キャンペーン委員会の方とは別に直接缶詰の販売促進につながる運動として 5月 10日から全国一齊に展開するがさらにもう一回位の宣伝が必要であり、まだ具体的宣伝案はないが、缶詰祭りなどなんらかのよい方法で実施し、缶詰のイメージアップを図る必要があるとの方針がだされた。

日缶協・消費拡大委員会・規格 表示委員会 合同委員会の概要

日 時 昭和 45 年 3 月 17 日 13:30 ~ 17:30 時

場 所 日本缶詰協会 会議室

議 案 ① チクロ製品延期後の問題点とその対策について
② 旧表示印刷缶の転用にともなう消費者クレームとその対策について

③ そ の 他

出 席 日缶協側 消費拡大委員 原委員長外 15名、規格表示委員
17名（谷委員長は欠席）隅野、平野、
全缶協側 北田。
製缶協側 阿江、山崎。



1.. シール貼付の徹底について

各保健所より合成甘味料添加品の缶詰で「サイクラミン酸塩添加」のシール貼付が末端で徹底されていない旨、注意があり、その対策について協議した結果、すでに缶詰キャンペーン委員会で決定されている小売店向けシール貼り徹底のためのチラシを早急に配布するとともにパッカー自からも各自末端を個別訪問しシール貼付の啓蒙に当たることを申合わせた。

2. 旧併用印刷空罐を全糖に転用する場合のレーベルへの断り書きについて

農林省消費経済課では日缶協に対し、旧表示印刷缶の転用にともなう消費者クレームの續出に伴ない、今後転用するものにあつてはそのレーベルに「旧印刷缶を使用しているが、全糖品であることを保証する」といつた旨の何等かの説明文を入れることが望ましいとの指導があつたといわれる。

しかし全缶協側はかつて市場混亂を来たすおそれがあり、十分に検討を要す

るとして反対意見を述べた。

3. 魚類缶の砂糖使用等の表示について

魚類缶詰のうち合成甘味料添加と表示してある印刷缶を無添加品に転用した場合、「合成甘味料添加」の表示を不減インクで抹消するか又は同一地色の無字のシールをそのうえに貼り、全糖もしくは砂糖使用等の説明はしない申し合せであつたが、日缶協ではこの全缶協との申し合せはその時点と様子も変つて来ているのでこの際「砂糖使用」等の表示が出来るよう取りはからいいたいとの意見が出された。しかし市場においては、①不減インクで合成甘味料添加を抹消したものは小売店が勝手に消して販売しているという苦情がある。②全糖又は砂糖使用等を印刷したシールをそのうえに貼つても消費者はそれを故意にはがしてクレームを持ち込む。こういつた実情であり、全缶協としては從来の方針通り敢えて砂糖使用等の表示はしないよう主張した。この問題に関しては日缶協側は「砂糖使用」等の表示をすることに結論づけたいとの姿勢である。

なお全缶協側は、今後新たに印刷される魚類缶については「原材料名」の中に「砂糖」と表示することにしたいと述べた。

4. 同一品目でも旧罐転用は二本線で抹消

今まで同一ブランドの同一品目である場合のJAS製品は、旧印刷の表示を抹消しなくてレーベルをはがれないように貼ることでよしとされていたが、農林省より今後製造されるものにあつては、同一ブランドの同一品目であつても旧缶転用の場合は少くとも2本線以上の線ですべて抹消したうえレーベルを貼付する旨要請があり、この席上では異議なく決定された。

5. そ の 他

以上の点に関し②～④項はいずれも重要議題であるため全缶協側は3月23日まで保留としたい旨要望したが、日缶協側は、全缶協の果実、規格同合部会に若干の時間を得て説明に参りたいとものべていた。

果実・規格合同部会

日 時 昭和45年3月23日 10:00～12:00時

場 所 北洋商事㈱ 7階会議室

- 議 題
1. 新年度レッドチエリー缶詰の規格に関する件
 2. 新物レッドチエリー缶詰の生産に関する件
 3. そ の 他

出 席 果実、規格部会員

[オブザーバー]

農林省消費経済課 松岡課長補佐

日本缶詰協会 平野常務理事

日本農産缶工組 山内専務理事

〃 チエリー部会 今野部会長

〃 副部会長 4名

※ 合同部会討議の概要

農産缶工組チエリー部会正副部会長と全缶協果実、規格部会員により、新物チエリー缶詰の規格について検討を行なつたが、この席にオブザーバーとして農林省の松岡課長補佐が出席した。なお日缶協平野常務は現時点における旧缶詰用の問題点等につき説明、全缶協の意見を求めた。

1. 新物レッドチェリー罐詰について

種々検討の結果新物レッドチェリー缶詰について次のような申合せが行なわれ、メーカー、問屋とも諒解点に達した。

- ① 人甘併用品は製造しない。
- ② 糖度 18° 以上は従来通り。
- ③ 低糖度のものは最低 13° とする。
- ④ ③の缶マークは $\frac{1}{2}$ とする。
- ⑤ ⑧については全糖という表示は使わない。
- ⑥ 13° 以上 18° 未満のものは「糖度 13% 」と表示する。

2. 新物チエリー罐詰の生産について

作柄はまだ確かな状況はつかめていない。

全缶協はなんとか昨年のような原料高を回避させたいとの意向に対し、農産缶工組として生販打合せを密にして上手に対処していきたいと語った。

3. 旧罐転用の問題について

レーベルを貼つて旧缶を転用しているものについてクレームが発生しており、この対策としては日缶協はレーベルに説明文を加えるか、またはレーベルの裏に「旧缶を使つているが、全糖製品である。」といつた説明文を添えたいとの意向であり、また、魚類缶詰に砂糖使用というシールを貼つて出したいという強い希望であるが、全缶協の見解は、併用の商品を一日も早く消化させることで全力を挙げており、この消化に支障をきたすような表示の仕方は厳に慎しまなければならない旨訴えた。いずれにしても全缶協としてはもし表示の必要があれば、公正競争規約にのつとつた表示の仕方をすべきであり、魚類缶に「砂糖使用」という表示は規約上からいつても問題がありこの件に

つき日缶協とは過去數度にわたり会合を開いてきたが、そうした表示はことさらしないという結論であり、この合同部会でもその姿勢が確認された。レベルの問題は刺れないようベタ貼りにすることをメーカーに徹底させてもらうよう要望した。

在京規格部会

日 時 昭和45年3月17日 10時00分～11時30分

場 所 北洋商事㈱ 7階会議室

議 題 アスパラガス缶詰の淡緑色の混合率について

出 席 在京規格部会員

[オブザーバー]

日本農産缶詰工業組合 専務理事 山内正雄氏

クレードル興農㈱ 東京営業所長 佐藤氏

※ 部会討議の概要

この部会は3月9日 日本缶詰検査協会で開かれたアスパラガス缶詰の規格打合会に北田専務が出席し農産缶工組側の見解を聞いたが、この席に出席した農林省の意向は問屋サイドの意見を早急に知らせてほしいとの要望があり本部会開催となつたもの。

1. 農産罐工組の改正主旨について

農産缶工組山内専務理事は「褪色試験開かん結果」に基づき、今回の改正の主旨について次のように説明した。

「試験の結果規格の20%未満という規定は問題がある。肉詰後2カ月経過

すればペールの中程度のものは褪色し、ホワイトとなるので、規格の改正は行なわないが検査の採点基準をペール淡(±.)のものは無条件でホワイトに、ペール中(++)の1~2割混合したものもホワイトとして合格するよう、すなわちペール中(++)までホワイトの範疇に入るよう、検査員の見方を改めてもらいたいという要望である。

農林省は開缶して見て、ほぼ納得しているので、本年から是非実施に踏切りたいと思うが、問屋の意向を聞きたい。」

2. 農産罐工組に対する全罐協の見解

結果的に見れば規格がゆるむことになる。販売に直接関係する問屋にとつては規格の改正や品位を落すといったことは単にアスパラ缶詰に限らず缶詰全体の信用にかかわる重要な問題であり、十分時間をかけて慎重に検討されることを要望する。

本年からすぐに実施したいとの農産缶工組の意向は、危険性を含んでおり、試験品を開缶して見たとしても肉詰された時点の色の度合がわからないのこととしもう一度肉詰の時点から試験して見る必要があろう。業界の考え方と消費者の考えていることは根本的に相違しており、これからはわれわれの見方だけで決めてしまうことは問題とされよう。アスパラ缶詰も消費者が開缶した時点を考えなくてはいけない。

3. ジュース罐詰の表示について

北田専務は8月12日に開かれた日缶協ジュース委員会にオブザーバーとして出席したが、新しい表示方法について次のような説明を行なつた。

「ジュース缶詰に限つて製造年月日だけでなく保存可能期限を書くようなんとか善処してもらいたいとの農林省からの意向に対して、こういうことが決められると他の缶詰全体にも波及してくる危険性が多分にあるとして絶対反

対であるが、一応、専門委員会を設け、公取委、農林省、企画庁等に業界が早急に意見書をまとめ提出するということになつた。またジユースは開缶後冷蔵庫に入れておいたために事故が起きるといつた例が多くあり、開缶後は他の容器に移すよう印刷缶に説明文を加える。この文言も統一してやろうという話合になり、今後は説明文が書れることになつた。」

食 品 缶 詰 試 買 会

日 時 昭和45年3月13日

9.00～12.00時 審 査

13.00～15.00時 一般公開

15.00～17.00時 消費者団体との質疑応答

場 所 公正取引委員会会議室

主 催 公正取引委員会

協 賛 全国食品缶詰公正取引協議会

出 席 公取委、農林省（松月係長）、千葉県衛生部、東京都衛生部、

消費者団体（主婦連、地婦連消費者協会 他2団体）

（協議会側） 隅野、北田両常任理事

日缶協平野 常務、製缶協山崎事務局長、

その他の 約15名

〔展示品目〕 計107点

水 産 缶 詰 87点

果 実 缶 詰 25点

蔬 菜 缶 詰 20点

食 肉 缶 詰 17点

ペ ピ ー フ ソ ー ド 8点

〔審査員及び審査方法〕

審査は日本缶詰検査協会大橋氏他 1名で行ない、JAS 検査方法に基づく検査で合格、不合格を決定した。

※ 試買会の概要

公取委主催の食品缶詰を対象とした試買会は、公正取引協議会が発足して初の催しであり、3月18日には関西地区を対象とした試買会が大阪でも同様に開催される。

午前中の審査に引き続いて午後1時から公取委景表課川井課長補佐が進行役をつとめ、先ず業界側を代表し協議会の隅野常任理事が「食品かん詰の表示に関する公正規約」の内容について消費者団体に説明を行なつたあと消費者団体が約1時間展示品を見て回り表示と内容物について消費者団体、業界とで質疑応答が交わされた。

主催者側の公取委から次のような発表が行なわれた。

「試買会の検査の結果は5～6点量目不足があつた外は概して良好であり、表示に関しても特に表示違反として問題のあるものはなかつた。」

新平3号缶の内容量基準の検討会

日 時 昭和45年3月30日 13:30～16:00時

場 所 日本缶詰検査協会

内 容 新平3号缶の内容量基準について

出 席 各水産缶詰関係団体、製缶協、全缶協。



昨年11月27日、日本鮭鰯缶詰輸出水産業組合より提案のあつた平3号缶の缶高の変更について業界間でそれぞれ保留事項として検討中とされていた件につき、このほど日本鮭鰯缶詰輸出水産業組合、日本鮭鰯缶詰輸出水産業組合の両組合より、新平3号缶に詰めた現物が提出され、このサンプルをもとに日本缶詰検査協会では内容量基準の試験検討会が行なわれた。

検討されたのはまぐろ類油づけ、まぐろ類野菜その他の調味料づけ、さけます水煮、小えびインブラインの4品種各10缶づつで開缶試験の結果では、①まぐろ類油づけ（固形量85、内容總量107）、②まぐろ類野菜との他の調味料づけ（固形量75、内容總量103）、③さけます水煮（内容總量107）のものにあつては一応見方として妥当なところではないかとの意見があつた。

倉庫保管料率改訂への説明会

社団法人日本倉庫協会では、8月18日および3月25日の2回にわたり、日本缶詰協会を中心とした缶詰関係団体を集め、倉庫保管料率の改訂のための説明会を開催した。

この改正の要点は、①保管料は月2期とされていたものを3期にあらためる、②従価率と従量率の割合を改めるとされており。これにより今後5カ年間7.5%の倉庫増設率を見積るべく料金体系の合理化を図ろうというものである。適用規定割増率等の現行改定案の比較、ならびに3期制となつた場合の缶詰の原価計算表は次の通りであるが、今後缶詰協会内に専門委員を設けきめこまかな検討を行なうことになつている。

適用規定割増率等現行改定案比較表

改 定 案	現 行
1. 適用規定	1. 適用規定
(1) 料率表に記載のない貨物については、類似貨物の料率を適用します。	(8) 料率表に記載のない貨物については、類似貨物の料率を適用する。
(2) 保管料は暦日によつて <u>1日から10日までと、11日から20日までと、21日から月末までと</u> をそれぞれ一期として計算します。	(2) 保管料は暦日によつて <u>1日から15日までと、16日から月末までと</u> をそれぞれ一期として計算する。
(3) 従価率による算出は、寄託申込価格（寄託申込価格が不適当と認められるときは時価による）により、従量率による算出は正常な重量又は体積によります。	(3) 従価率による算出は、寄託申込価格（寄託申込価格が不適当と認められるときは時価による）により、従量率による算出は正常な重量又は体積による。
(4) <u>重量は1,000キログラムをもつて1トンとし、体積は1.133立方メートルをもつて1トンとします。</u>	

改定案	現行
(5) <u>トン数は重量、体積いずれか大なる方によります。</u>	(5) <u>従量率に重量又は体積の二種類あるものは、各算出額のうちいずれか大なる方によつて計算する。但し、商慣習のあるものはこれによる。</u>
(6) 保管料は従価率と従量率とによつて算出合算し、厘位をもつて四捨五入します。	(1) 保管料は従価率と重量率とによつて算出合算し、厘位を四捨五入する。
(7) 請求各口につき 50 銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨て 50 銭以上、1 円未満の端数があるときは、その端数金額を 1 円として計算します。	(5) 請求各口につき 50 銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を 1 円として計算する。
(8) 請求一口の保管料総額が <u>100 円に満たない場合は 100 円</u> とします。	(6) 請求一口の保管料総額が <u>50 円に満たない場合は 50 円</u> とする。
(9) 野積保管の貨物であつて、特に資材又は設備を要しない場合は、 <u>基本料率の 2割引以内</u> とします。	(7) 野積保管の貨物であつて特に資材又は設備を要しない場合は、 <u>保管料の 2割引</u> とする。

改定案	現行
2. <u>基本料率(1期料率)</u>	2. <u>料率表(1期料率)</u>
3. <u>割増料率</u>	3. <u>割増</u>
(1) 下記貨物には、基本料率に次の割増率を付加します。	(1) 下記の貨物には次の割増率を付加するものとする。
イ 保税倉庫・上屋蔵置貨物 (内国貨物を除く) 基本料率の3割増以内 但し、無条件免税品及び無税品は基本料率の1割増とします。	1. 保税倉庫蔵置貨物(内国貨物を除く)3割以内 但し、無条件免税品及び無税品は1割とする。
ロ 消費税又は物品税未納貨物 基本料率の1割5分増 第1号及び第2号の各割増率は、同一の寄託物につき併用しません。	2. 消費税又は物品税未納貨物 1割5分 第1号及び第2号の各割増率は同一の寄託物につき併用しない。
ハ 定温倉庫蔵置貨物 基本料率の5割増以内	3. 定温倉庫蔵置貨物 5割以内
ニ 危険貨物(損害保険料率算定期会の決定による) A級危険品 基本料率の2割増 B級危険品 基本料率の5割増	4. 危険貨物(損害保険料率算定期会の決定による) A級危険品 2割 B級危険品 5割

改定案	現行
特別危険品 基本料率の <u>10割増</u>	特別危険品 <u>7割以上10割以内</u>
但し、消防法の規定により危険貨物の取扱を要するものについては、特別危険品の割増率を適用します。	但し、消防法の規定により危険貨物の取扱を要するものについては、特別危険品の割増率を適用する。
ホ 荷造不完全貨物	5.荷造不完全貨物
積載不適貨物	積載不適貨物
積載制限貨物	積載制限貨物
小口貨物	小口貨物
容大品（2,266 <u>立方メートル以上</u> 内	容大品（1個2立方 <u>メートル以上</u> 内
長尺物（1個6メー トル以上）	長尺物（1個6メー トル以上）
重量品（1個2,000 <u>キログラム以上</u> ）	重量品（1個1,500 <u>キログラム以上</u> ）
ヘ 有毒性貨物 基本料率の10 汚損性貨物 割増以内	6有毒性貨物、 <u>ばら貨物</u> 10割以内 汚損性貨物、 <u>遭難貨物</u>
ト <u>ばら貨物</u> 基本料率の10 割増以内	

改定案	現行
<p>チ 遺難貨物 基本料率の 20 <u>割増以内</u></p> <p>ホ、ヘ、ト、チ、の各種割 増料率は同一の寄託物につき 併用しません。</p>	<p>第5号及び第6号の各種割増率 は同一の寄託物につき併用しな い。</p>
<p>(2) 割増が重複する場合は、各割 増率を合算して<u>基本料率</u>に乘 じます。</p>	<p>(2) 割増が重複する場合は、各割増 率を合算して<u>保管料</u>に乘ずるも のとする。</p>
<p>4. その他の料金</p> <p>寄託者の要求により特別の事務 処理等を要した場合は、別に料 金を申し受けます。この場合、 特別の事務処理等とは、保管通 帳、在庫証明書、在庫報告書、 送状、温湿度等の調査報告書、も しくはこれ等に準ずる諸書類の 作成、または貨物の検品、検査 の立会、機械による湿度調整、 その他貨物の保管に特別の手数 もしくは設備を要した場合をい います。</p>	

原 價 計 算 表 (3期制)

品目 分類	取引		2期制		3期制		等価系數	積数	品目別總合原価	料率(原価 従量)	従価	従量	料率(原価 従量)	従価	従量原価	料率(原価 従量)	
	(1)	金額	数量	重量	金額	数量								(2) × (5)	(6) × (7)	(8) × (9)	(10)
19缶	68,777.924	3481.8499877.612	4905.50257	89520.056	200138.447	120	119.853134.80285318	1163.66									
食料工業品 (詰)																	

筍缶詰全国大会開催

日 時 昭和45年3月10日
場 所 愛媛県松山市 ホテル奥道後
主 催 (社)日本缶詰協会
協 賛 日本農産缶詰工業組合
全国缶詰問屋協会
愛媛県缶詰協会

☆ ☆ ☆

大会開催にさきだちホテル奥道後の別館で、メーカー側20名による委員会が午前10時半から開かれ、その1時間後に全缶協の蔬菜部会正副部会長が同席し、大会運営の打合せを行なつた。大会次第は次の通り。

〔筍罐詰全国大会次第〕

司 会	(社)日本缶詰協会 専務理事 隅 野 勇
1. 開会の辞	
2. 大会会長挨拶	(社)日本缶詰協会 筏缶詰委員会 委員長 志村尚穂
3. 地元代表挨拶	愛媛県缶詰協会 会長 桐野忠兵衛
4. 来賓祝辞	
(1) 農林省蚕糸園芸局野菜花き課	課長 小原 聰
(2) 愛媛県知事	久松 定武
(3) 松山市市長	宇都宮孝平
5. 講 演 「本年度の筍缶詰のJASについて」	日本缶詰検査協会
6. 大会議長選任	
7. 議 事	

(1) 一般情勢報告	日本缶詰協会
(2) 4・5年度缶詰生産計画について	各地区代表説明
(3) たけのこ缶詰の需給経過と見通しについて	全国缶詰問屋協会
(4) たけのこ缶詰の輸入状況等について	同
(5) 計議	
(6) 次期開催地に関する件	
その他	
8. 閉会の辞	

※ 大会の概要

午後1時、ホテル奥道後の大会場に関係者221名が参加し、司会隅野勇氏（日缶協専務理事）により開会。大会長志村尚穂氏（九州食糧社長）の提言により前大会々長故山崎隆之助氏の冥福を祈り全員起立して黙禱を捧げ、来賓祝辞ならびに日本缶詰検査協会池野真澄常務理事の「本年度缶詰のJASについて」と題する講演があつたあと本大会の議長に缶詰委員会副委員長内村明氏を選出、議事に入つた。

なお全缶協側からは蔬菜部会長大橋庄三郎氏が「たけのこ缶詰の需給経過と見通しについて」販売業者側の見解を述べたあと、副部会長北村伝司氏より、「たけのこ缶詰の輸入状況について」詳細な説明がなされた。また同じく副部会長の萩原弥重氏からは筒の大缶梱包に使用する紐は「ビニール紐」に統一し、等級によりその紐を色分けすることが提案され前向きでこれに協力することが確認された。

45年度缶詰に対する全缶協の見解

〔在庫状況〕

- (1) 44年産缶詰の在庫状況については 75万本程度と推定する東部地区卸業者の見方と、輸入ものを含め120万本とする西部地区業者の見方があるが、実情から見て100万本程度の在庫が予想される。
- (2) 100万本推定在庫のうち主として太もののL、LL、割級が目立っている。
- (3) L、LL、割級の在庫が多い理由としては台湾缶詰との価格競合が第一にあげられ、そのため輸入ものが100万本(丸缶を含む)突破し、完全に国内に定着した要因を醸成した。

〔44年度生産数量〕

昨年度缶詰の生産数量に対する全缶協の見方は次の通り。

5G缶	250～255万本
9L缶	4万1千本
丸 缶	21万8千缶

〔輸入状況〕

44年1月～11月までの通関実績は次の通りである。(1号6缶換算)

台 湾	1,092,386缶
中 共	48,120〃
計	1,140,506缶

〔反省事項〕

- (1) 昨年度の缶詰は原料の鮮度が劣り、品質的にクレーム対象のものが目立つた。
- (2) 昨年からはじめられた大缶もののJAS受検数量は80万本弱にとどまり、実効に乏しかつた。割の規格を厳守されたいとの声が強かつた。

〔要望事項〕

- (1) JAS受検が実際に励行されていないが、このことについては前向きに取り組み。まず一方法としてホールものの1、2級品は全面JAS受検を実施し、逐次スゾ物に移行することが考えられる。
- (2) JAS規格内のサイズ、等級の簡素化も推進すべきであり、それには生販両者において、規格簡素化委員会（仮称）を設け次年度の準備に取り組みたいと思う。
- (3) 筒缶詰は等級、サイズが種々であるため、大缶梱包に使用する紐は「ビニール紐」に統一し、その紐の色により筒の等級が容易に見分けられるようになることがよいと思う。

（紐の色）

1	等	・・・・・	紺
2	等	・・・・・	赤
3	等	・・・・・	緑
等 割	外	・・・・・	白
		・・・・・	

年度別筈水煮 18 ℥ 缶生産者価格の推移

(全国缶詰問屋協会調べ)

年 度	A 級一 M 出来秋中値	持 越	生 産 数	販売対象数	当 年 消 化 数	輸 入 数	量
3 7年	1,650 円	—	—	—	—	—	—
3 8年	1,950 "	5~10万本	150万5千本	155.5~160.5万本	148.5~150.5万本	17,000	函
3 9年	1,700 "	7~10 "	15万本	16.2 ~16.5万本	16.0万本	45,000	"
4 0年	2,550 "	2~ 5 "	172 "	17.4 ~17.7 "	14.2 ~14.4万本	252,000	"
4 1年	2,200 "	30~35 "	240 "	27.0 ~27.5 "	22.5 ~23.0 "	97,000	"
4 2年	2,150 "	40~50 "	184 "	22.4 ~23.4 "	20.9 ~21.4 "	241,000	"
4 3年	2,800 "	15~20 "	112 "	12.7 ~18.2 "	12.7 ~13.2 "	600,000	"
4 4年	3,050 "	0	255 "	2.55 "	17.5 ~18.0 "	1,150,000	"

輸入缶詰の現況

(1) 輸入状況

昭和44年1月より12月末までの缶詰の輸入通関統計は別表の通り
13,862トントン163Kで1号缶入換算1,260,197C/Sと昭和41年の146,155C/Sに対し僅4カ年間にて8.5倍の輸入量を示した。この輸入量は日本国内の缶詰の全消費量を300万C/Sと推定した場合は40%の比率を占める事に成る。

昭和44年度輸入量の内95%が台湾産、約4%が中華人民共和国、約1%が泰国産其の他となつて居る。

台湾産は麻竹缶が主体であるが44年度は緑竹缶の輸入が目立ち一部孟宗竹の入荷も見られたがこれらの輸入量は全体の5%以内と推定される。

台湾産のこの様な急速なる輸入の増大は43年度の国内産の凶作減産と引續き44年度の価格騰貴に依り促進されたものであり特に従来輸入品が1号缶に限られていたものが43年以来50缶の輸入が開始された事に依るもので50缶の輸入量は48年度に於て全体の30%~40%、44年度には50%以上を占めるものと推定される。

台湾産麻竹缶詰の輸入価格は1号缶6缶入(1,810g詰)ホール物FOB \$3.60より\$4.00で輸入コストは¥1,800より¥2,000 50缶11kg詰FOB \$2.50より\$2.80輸入コストは¥1,800より¥1,500である。

(2) 台湾缶詰の生産状況

台中附近から南へ高雄県旗山墳に到る西海岸地域の山麓地帯から平野部にかけて栽培されて居る麻竹缶を原料として生産されて居り生産期は5月より11月の7カ月間に亘り5月~6月の前期約20%、7月~8月の中期約50% 9月~10月の後期約30%の比率を以つて生産されて居る。

丸缶の生産は缶詰公会に属するバッカー、いわゆる缶詰専門メーカーが行い

5 G缶は公会に属せざるアウトサイダー的工場（缶詰のみ行う季節操業工場）で各地の原料生産地に点在して居り統一された団体組織等無い模様である。

4 4年度の原料価格は産地工場渡し $1\text{kg NT\$ } 1.50 \sim \$ 2.70$ 日本円換算 $1\text{kg } ¥ 13.50 \sim ¥ 24.30$ であつたが、2.3年前には $1\text{kg NT\$ } 1.00 \sim \$ 1.50$ 日本円換算 $¥ 9.00 \sim ¥ 13.00$ であつた。この様に日本市場向輸出の増大に伴い原料価格の大巾な値上りを示したものであるが農家収入としては他の作物と比較して有利となり台風等に依る天災的被害も比較的少ない為安定作物として増植が進められている。台湾政府の経済政策の一環として採り上げられている。東海岸地域の開発に添い麻竹の新植が進められるものと見られ生産量は逐年増大すると共にメンマの消費減退に依る原料の余剰分が缶詰原料に振り向かれる事に依り数年後には日本市場向けの供給力は 200万 t/s 以上と成る事も不可能ではないと見られる。

従来は丸缶のみに政府の輸出検査が行われ 5 G缶は蔬菜扱として業者の自主的輸出に委ねられて居り從つて使用鋏力の免税措置が採られて居なかつたが日本市場向輸出量の増大と共に政府も重要輸出品目として生産指導を行い輸出検査の施行と併せ品質の統一を図り使用鋏力の免税措置等一連の輸出振興等を決定し今、明年あたりより実施に入る模様である。

5 G缶の輸入に際して最もネックとなつて居た輸送間の水洩れ等の事故発生率は $10\% \sim 25\%$ に達したが 4 4年に試みられたパレット輸送に依り 5 %内外まで引下げる事が出来た。

今後コンテナ輸送が開始せられた場合は輸送事故の危険は解消する。

(3) 台湾産麻竹筒の消費情況

国内産との大巾な価格差から、経済性を重視する給食関係を主体とした業務用筋に需要が定着し今后一層に増大するものと見られるが 1号缶の販売組織は既に全国各地域に根を張つたものと見られるが 5 G缶は輸送間の水洩れ事

故多発の関係から水揚港を中心とした東京、名古屋、大阪を中心とした人口密集地域に於て消化されて居り今后包装荷造り及び輸送の改善に依り1号缶同様全国地域に浸透し安定した需要が定着するものと考えられ消費量は急速に増大するであろうと予想される。

(4) 其他の地域よりの輸入

中華人民共和国よりの輸入量はここ2.3年頭打ちと成り今后の推移に就いては予測しがたいが大量輸入を見ることはあるまい。

泰国等の物は技術的な面で未解決であり台灣産との競合もあり当面輸入は考えられない。

(5) 結び

今后筒缶詰の消費量は国民所得の伸びに従い外食の機会が多くなりこれら業務筋の需要は飛躍的に増大するものと推測されるが、この需要の増大を充足するものは台灣筒であり、何れ全国消費量の50%以上を占める事に成るものと思われる。筒缶詰の需要には蔬菜等の大衆食品としての消費面と嗜好品的な高級食品としての消費の二面があると言われて居るが価格の低廉な台灣筒は必然的に大衆食品として消費される事になり一方国内産は嗜好的な高級食品としての消費対象が考えられる。従つて日本産筒缶詰の今后の在り方としては筒本来の味覚と風味を活した高級品としての品質の向上に力を注ぐことを望みたい。

決議

われわれは筒缶詰の当面する問題点を十分検さくし、過去における生販両面につき深く反省し、次のことを本大会で決議する。

1. 原料対策として各地区毎に横の連絡をとり、昨年価格を上回ることのないよう生産者の協力を得、特に格外、太ものについては輸入筒と缶詰競合し

うる価格に努力すること。

2. 規格を遵守し品質の向上をはかるため、JAS受検を積極的に推進し、国産筍缶詰の信用確保に努力すること。
3. パッカーと販売業者は共存共栄の立場にあるので製品については適正なる安定した価格で取引きすること。
4. 筧缶詰の輸入については国内の需給状況を考慮し、市場圧迫されることがないよう努めること。
5. 年々減少しつつある竹林の造成については、国および県に対し陳情しこれの育成をはかること。

昭和45年3月10日

筍缶詰全国大会

缶詰キャンペーン委員会

日 時 昭和45年3月6日 13時00分～15時00時

場 所 日本缶詰協会

議 題 共同宣伝の経過報告と今後の予定について

出 席 原委員長、中山副委員長、隅野、北田、阿江、鳥居、納富、
村井の各氏



現在まで缶詰の共同宣伝は大半のスケジュールを消化してきたが、その経過報告

と、残額予算から見た今後の宣伝方法ならびにその使途等について話合つた。
なおチクロ問題にからみいままでに業界で小売店用に配布したチラシの印刷代、
発送費は一応共同宣伝費から充当することに内定した。

日缶協 規格表示委員会

日 時 昭和45年3月20日 13時00分～15時00時
場 所 日本缶詰協会 会議室
議 題 ① 旧缶転用のラベル説明について
② 魚缶の砂糖使用の表示について
③ シール貼付の徹底について
④ そ の 他
出 席 谷委員長、隅野、平野、阿江、中山、北田、渡辺、外5名。



この委員会は3月17日に開催された消費拡大、規格表示合同委員会に引きつき、旧缶転用の場合のラベル説明、ならびに魚缶で旧缶を使用したものには「砂糖使用」と表示したいとのパッカー側の強い意向があり。これに対する全缶協側の姿勢は市場混乱をまねく改正は賛成できないという立場をとっているため、何んとかその結論を得るために緊急に委員会開催となつたもの。しかし全缶協としては方針を変更する考えはなく、3月23日の果実、規格合同部会まで保留とすることになつた。

なおシール貼付の徹底についてはパッカー側も今後積極的に努力するが、保健所等への業界意志伝達も必要であり、これには東京都食品卸同業会も応援することになつた。

食品加工全国団体連絡会議

日 時 昭和45年3月16日 14:00～17:00時
場 所 全国ピスケット会館 8階 会議室
議 題 1. 衆議院予算委員会の質疑について
2. チクロの使用禁止に伴う企業損失の国税庁通達について
3. 食料産業センターについて
出 席 農林省経済局企業流通部
小林課長、業界13団体。

1. チクロの使用禁止措置に伴う税務上の取扱について

国税庁は、昭和45年2月28日付で各國税局に対し、次のような取扱いをするよう通達した。これは農林省が国税庁に要望し、一応全面的に農林省の要望が通つたものとされている。

1. チクロを使用した食品の製造業または販売業を営む法人が回収期限において所有するチクロ使用した食品（製品および他に転用できない半製品しかかり品、材料等を含む）については回収期限を含むじょう年度の所得の計算上、当該事業年度終了の日までに廃棄処分の完了しないものについても、帳簿価格を零として計算した場合には損失にすることを認めること。

チクロを使用した食品の製造業又は販売業を営む個人についても上記に準じて認めること。

2. チクロを使用した食品の製造業または販売業を営む者がその有する当該食品でその回収期限が未到来のものにつき評価損額を計上している場合においても、その評価損を計上した事業年度（個人については年分）の確

定申告書の提出期限内に当該食品の廃棄処分をしているときは、当該評価損のうち廃棄処分をしたものにかかるものについては、その評価損の額のいかんにかかわらず、これを認めるものとする。

2. 衆議院予算委員会での横山代議士の質疑について報告

3月5日の衆議院予算委員会で社会党横山代議士がチクロ問題に関する質問を行なつたが、政府は業者にも責任はないし、政府にも責任はないというやむやな答弁であつた。これに対して業界は非常に不満であるとの見解が述べられた。

3. 食品業界の現況について

アイスクリーム協会の報告によると、3月1日から販売禁止となり現在都内だけでも50万t/s、3億円にも達する損害であるがいまこの捨て場所に困つており、都の衛生部、末端の保健所にいつても取り挙げてもらはず。なんとか処分先きだけでも決めてもらわないと困るとの発言があつた。

また、粉末飲料、漬物（特に奈良漬のカス）業界もそれぞれ処分に困つている実状が訴えられ、現在特に在庫を抱え処分に当惑している。アイスクリーム、ソース、漬物、粉末飲料といつた団体で厚生省に陳情を行なうことになつた。

4 食料産業センターの設立について

農林省企業流通部小林課長から食料産業センターの設立について概要次のような説明があつた。

- 1) 組織は財団法人とする。
- 2) 会運営予算は国庫から1億円、会費5千万円（大手メーカー4千万円、農業生産者（原料）500万円、関連業界（容器包装）500万円）、

他に 5 千万円は国庫事業費を受ける団体が負担する。

3) 会員は予定とし 7 割が個別企業、3 割が団体。

4) 事業計画は昭和 45 年度は初年度でもあり国庫補助事業を中心にやつて
いく。

なお設立発起人会を 7 月中旬。遅くとも 8 月頃には開きたいとの意向である。

果実飲料の日本農林規格(案)打合会

日 時 昭和 45 年 3 月 12 日

場 所 日本缶詰協会

内 容 果実飲料の日本農林規格(案)について

出 席 農林省松月技官、検査協会、日缶協 ジュース缶詰委員、日本農産
缶工組、ジュース部会員、全缶協。

☆

☆

☆

果実飲料公正競争規約の設定と併行し、果実飲料の日本農林規格(案)の作成
がいそがれていたが、このほどその原案がまとめられたので、日缶協 ジュース
缶詰委員会ならびに農産缶工組 ジュース部会合同で農林省松月技官を迎へ第 1
回の規格案説明、打合会を開催した。

日缶協、ジュース委員会

日 時 昭和 45 年 3 月 17 日 13:30 ~ 15:00 時

場 所 日本缶詰協会

- 議題 ① 果実飲料の公正競争規約(案)について
② 果実飲料の日本農林規格(案)について
③ その他

出席 日缶協 ジュース委員、全缶協事務局、外。



〔公正競争規約〕

公正競争規約(案)については公取委との間でも最終的な煮詰めが行なわれているが、ここで問題となつてるのは果汁の保存性について有効期間の説明を要望されている点である。これは今後において重要な問題でもあるので専門委員会を設け業界の意見をまとめたうえ経企庁外関係官庁に対し早急に意見書を提出することになつた。

公正規約(案)でこの外の問題点と確認事項は次の通り。

- ① 果汁含有量10%～50%未満のものについては「エード」又は「ドリンク」のいずれかの名称ということでなく、「エード」にて一本化する。
- ② かき氷用のシロップの果物の絵柄はこれを認めるよう要望する。
- ③ 果実飲料を開缶したあとは、他の容器にうつしかえるよう缶蓋等に説明書きを加えるがその文言は統一する。
- ④ 加糖ものの全糖表示の可否については検討したうえ、施行規則に規定する。
- ⑤ 「ジュースドリンク」は50%以上のものに使用する。

〔農林規格〕

果実飲料の日本農林規格(案)について意見交換を行なつたが、問題点とされたところは下記の通りである。

- ① 果汁のトータル表示に変更し、別表を変えること。

- ② 天然果汁は5%まで加糖を認めてもらうこと。
- ③ あんずネクター85%となつており果汁10%きざみの表示となるとその表示の仕方が問題となるが、これは特例として認めるよう要望する。
- ④ 規格品名の併記は従来どおり規格商標通りにする。
- ⑤ ガス圧はボリュームに変更する。

以上の点について改めるよう要望するが、農林物資規格法改正（案）についてはその説明会を開くよう、また、今後品目ごとにJASを整理検討していくことも話合われた。

なお、果実飲料の農林規格（案）のうち第2条の定義は次の通りである。

〔定義〕

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
果実飲料	果実の搾汁、果実の搾汁を濃縮したもの若しくはこれらをき釀したもの、果実のビューレー（果実の全果又は剥皮果を破碎してうらごしたもの）をいう。以下同じ。）若しくは果実のビューレーをき釀したもの又はこれらを混合したものであつて、き釀して飲用に供するもの以外のものにあつては、そのままのものにつき、き釀して飲用に供するものにあつては、表示き釀倍数によりき釀したものにつき、果実の搾汁、果実のビューレー又は果実の搾汁と果実のビューレーとを混合したものの含有率（以下「果汁等含有率」という。）が10%以上のものを容器に詰めたもの（2種類以上の果実の搾汁又は果実のビューレーを含むものにあつては、各種類の果実の搾

	汁又は果実のピューレーの含有率が搾汁又はピューレーの状態においてそれぞれ10%以上のものに限る。)をいう。
濃縮果汁	果実飲料のうち、果実の搾汁をそのまま濃縮したもの(き釀して飲用に供するものにあつては、表示き釀倍数によりき釀して果実の搾汁及びこれをき釀した状態となるものを除く。)をいう。
天然果汁	果実飲料のうち、き釀して飲用に供するもの以外のものにあつては、果実の搾汁(濃縮果汁をき釀して搾汁の状態にもどしたものを含む。以下同じ。)、き釀して飲用に供するものにあつては、表示き釀倍数によりき釀して果実の搾汁の状態となるものをいう。
果実ピューレー	果実飲料のうち、果実のピューレーをいう。
果汁飲料	果実飲料のうち、き釀して飲用に供するもの以外のものにあつては、果実の搾汁又は果実のピューレーをき釀しているもの、き釀して飲用に供するものにあつては、表示き釀倍数によりき釀して果実の搾汁又は果実のピューレーをき釀した状態となるものであつて、果汁等含有率が50%以上のもの(果肉飲料に該当するものを除く。)をいう。
果肉飲料	果実飲料のうち、果実のピューレーをき釀したもの又はこれに果実の搾汁を加えたものであつて、当該果実のピューレーの含有率(以下「ピューレー分」という。)が、1種類の果実のピューレーを含むものにあつては当該果実のピューレーにつき、別表(1)の区分に従い同表の相当右欄に掲げる果実のピューレー分、2種類以上の果実の

	ピューレーを含むものにあつてはその果実のピューレーにつき。別表(1)の区分に従いそれぞれ同表の右欄に掲げる果実のピューレー分に当該果実のピューレーの含有率(1.0分比)を乗じて得た果実のピューレー分を合算した果実のピューレー分以上のものをいう。
果汁入り清涼飲料	果実飲料のうち、果汁等含有率が50%未満のもの(果肉飲料に該当するものを除く。)をいう。
基準可溶性固形物含有率	1種類の果実の搾汁又は果実のピューレーを含むものにあつては当該果実の搾汁又は果実のピューレーにつき。別表(2)の区分に従い同表の相当右欄に掲げる可溶性固形物の含有率、2種類以上の果実の搾汁又は果実のピューレーを含むものにあつてはその果実の含まれる果実の搾汁又は果実のピューレーにつき。別表(2)の区分に従いそれぞれ同表の相当右欄に掲げる可溶性固形物の含有率に当該果実の搾汁の含有率(1.0分比)を乗じて得た可溶性固形物の含有率を合算した可溶性固形物の含有率をいう。
基準酸含有量	1種類の果実の搾汁を含むものにあつては当該果実の搾汁につき。別表(3)の区分に従い同表の相当右欄に掲げる酸の重量、2種類以上の果実の搾汁を含むものにあつてはその果実の含まれる果実の搾汁につき。別表(3)の区分に従いそれぞれ同表の相当右欄に掲げる酸の重量に当該果実の搾汁の含有率(1.0分比)を乗じて得た酸の重量を合算した酸の重量をいう。
基準アミノ態窒素含有量	1種類の果実の搾汁又は果実のピューレーを含むものにあつては当該果実の搾汁又は果実のピューレーにつき、

	<p>別表(4)の区分に従いそれぞれ同表の相当右欄に掲げるアミノ態窒素の重量に当該果実の搾汁の含有率（10分比）を乗じて得たアミノ態窒素の重量を合算したアミノ態窒素の重量をいう。</p>
基準灰分含有量	<p>1種類の果実の搾汁又は果実のピューレーを含むものにあつては当該果実の搾汁又は果実のピューレーにつき、別表(5)の区分に従い同表の相当右欄に掲げる灰分の重量。2種類以上の果実の搾汁を又は果実のピューレーを含むものにあつてはその果実の含まれる果実の搾汁又は果実のピューレーにつき、別表(5)の区分に従いそれぞれ同表の相当右欄に掲げる灰分の重量に当該果実の搾汁の含有率（10分比）を乗じて得た灰分の重量を合算した灰分の重量をいう。</p>
基準ビタミンD 含有量	<p>1種類の果実の搾汁又は果実のピューレーを含むものにあつては当該果実の搾汁又は果実のピューレーにつき、別表(6)の区分に従い同表の相当右欄に掲げるビタミンDの重量。2種類以上の果実の搾汁又は果実のピューレーを含むものにあつてはその果実の含まれる果実の搾汁又は果実のピューレーにつき、別表(6)の区分に従いそれぞれ同表の相当右欄に掲げるビタミンDの重量に当該果実の搾汁の含有率（10分比）を乗じて得たビタミンDの重量を合算したビタミンDの重量を合算したビタミンDの重量をいう。</p>

- (注1) 加工原料に供する以外の濃縮果汁及び天然果汁並びに果汁飲料、果肉飲料及び果汁入り清涼飲料については、うんしゅうみかんとなつみかんとは同一の種類として扱う。
- (注2) 天然果汁、果汁飲料及び果汁入り清涼飲料については、うんしゅうみかん濃縮果汁となつみかん濃縮果汁とうんしゅうみかん及びなつみかんの混合濃縮果汁とは、同一の種類として扱う。

チラシ問題に関する弁護士の見解

先きに全缶協名で「チクロの入ったかん詰は心配ありません」のチラシ33万枚を全国の小売店を対象に配布した。これに対して新潟県衛生部の見解を3月7日付で毎日新聞が掲載したが事務局がその事実につき問合せたところ、県衛生部、保健所もなんら命令、指示といつたものを出していないことが判明したが、その後消費者団体、国会の予算委員会にも問題として提起された。こうした動きに対する法律的解釈について、北田専務理事は3月16日17:40時から約1時間釤沢弁護士を訪問しその見解を聞いた。以下はその要旨。

1. チラシの配布差止めの命令又は指示は営業妨害にならぬか

業界が配つたチラシの内容を見ると事実を伝えたものであり、これを法律的に回収しろという根拠はない。販売が認められているものに対して業界がPRすることは当然なことである。チラシを回収せよとの行政指導がでたとしてもそれは法律的な根拠はなく、従つて業界は回収に応じなければよい。

この行政指導が余りにも強い時には損害賠償の請求が考えられるが、このチラシが配れなくなつたことから生ずる損害の額がいくらかを立証することは

極めて難かしい。

2. 消費者団体の不買運動はどの程度が営業妨害となるか

チラシ配布は消費者団体の不買同盟に対する業界の正当防衛でもある。消費者団体の不買同盟といつたものは刑法、民法、2つの面からの訴訟が考えられるが、不買運動が一般消費者にどの程度滲透したかである。消費者団体が消費者保護基本法をたてに主張した場合にマスコミに騒がれ業界にとつてマイナスと考えるので消費者団体の不買運動に対してはPRの面で対抗していくことが良策であろう。

小売店へのシール貼付徹底を図る

全缶協では8月11日付で会員及び支店に次の文書を送付し、小売店へのシール貼付作業の徹底を図つた。

「サイクラミン酸塩添加」シール小売店 への貼付についてお願い

拝啓 貴社ますますご隆昌にて大慶に存じます。

さて、すでにご高承のとおり、3月5日付朝日新聞で主婦連会員が東京都内の小売店で「合成甘味料添加」表示品について無作為に試買したところ「サイクラミン酸塩添加」のシールを貼付しているものは30缶中1缶であつたとして、実効のない無責任行政を追及する方針であると報道しました。

このことについては、早速国会でもとりあげられ、関係官庁の指導、取締り方針について質問があり、一方東京都衛生局でも事態を重要視し、小売

店頭におけるシール貼付作業を早急に推進するよう指示がありました。東京都の方針としては、業界があくまで自主的に努力することが望ましいが、やむを得ない場合は、保健所を動員して小売店を指導し、それでも作業が進まない場合は取締りに当らざるを得ないとしております。

シールの貼付作業は業界全体の責任において完全実施を期すべきであると存じますので、貴県下におかれましても末端までシール貼付が徹底されるようご努力いただきたくご配意願います。

なお、県衛生当局に対しましても地元卸店各位でご協議のうえ、しかるべき連絡をとり、シール貼付作業の進捗状況など逐一報告し、保健所の取締りによる返品などの事態を未然に回避できるようあわせてご配意の程お願い申しあげます。

敬 具

山形缶協創立10周年記念

浅井会長が講演

社団法人山形県罐詰協会創立10周年記念式典

月 日 昭和45年8月5日

会 場 山形市産業会館

(山形市七日町3丁目)

- 次 第 1. 10.30時 式典開始 6階会場
2. 12.00時 祝宴開始 7階会場

浅井会長は社団法人山形県缶詰協会の招きに応じ8月5日山形市産業会館にお

ける全協会の十周年記念式典において同協会員である多数の缶詰工場経営者と優良従業員受彰者代表約100名を前にして『山形県における果樹農業と缶詰産業は何の途をえらぶべきか』と題して三十分間大要下記の骨子で熱弁を振い聴衆者に多大の感銘を与えたが、浅井会長の講演要旨は次の通り。

山形県における果樹農業と罐詰産業は どの途をえらぶべきか

1. 山形県の果樹農業と缶詰産業はこのままでよいであろうか

- (イ) 果樹農業も缶詰産業はともに発展している。
(ロ) 腐れ縁ではない果樹農業と缶詰産業は子供のある夫婦である。即ち運命共同体なのである。

2. 日本経済の成長と貿易と資本の自由化

- (イ) 水は低きに流れ、商品は低いコストの処から高い市場に流れる。
(ロ) 缶詰、青果（グレープ、フルーツ）冷凍果実（パイン）、冷凍野菜が輸入され、日本の果樹農業と缶詰産業にきびしい圧迫を加えるであろう。

3. 流通業者（問屋と小売業）は骨を折らないのか

- (イ) 43年度通産統計は何を示唆しているか

全卸売業	129.000店	65兆円
全小売業者	1,400,000店	13 "

- (ロ) 問屋無用論の根源

- (イ) 問屋も小売店も合理化される（整理、統合、合併）

4. 新らしいシステムの創造

- (イ) 原料生産（果樹農業者）加工、流通を結ぶ合理的なシステムの創造
(ロ) アグリービジネスの提唱

果樹農業、缶詰工場、流通業（問屋貿易業者）資材業者

5.若い人達のために

(1) 文豪イブセンの言葉

「お前の力の足らぬのは赦されもしようが意志のないのは絶対赦されないぞ」

山形県缶 塙詰生産高推移

1. 生産実績(1月～12月)

単位実函

	丸缶・大缶合計	びん詰 計	總 計
昭和36年	2,466,219	2,8353	2,494,572
昭和43年	5,981,659	11,219	5,992,878
昭和36年対比	242%	40%	240%

2. 丸缶種目別生産実績(1月～12月)

単位実函

	水産	果実	野菜	ジュース	ジャム	食肉	計
昭和36年	72481	1,788,759	52,967	191003	2572	174,576	22,823,57
昭和43年	85063	4,827,275	95,046	394229	1012	281,896	56,845,21
昭和36年対比	117%	270%	179%	206%	89%	161%	249%

3. 大缶種目別生産実績(1月～12月)

	水産	果実	野菜	ジュース	ジャム	食肉	計
昭和36年	—	177,918	3,769	612	1,562	—	183,861
昭和43年	3,597	267,480	24,299	—	802	960	297,138
昭和36年対比	—	150%	645%	—	51%	—	161%

4. 県別生産順位

単位 実函

昭和 3 6 年			昭和 4 8 年		
	県名	数 量		県名	数 量
1	静 岡	13,932,476	1	静 岡	15,427,890
2	北 海 道	6,524,554	2	北 海 道	7,008,106
3	宮 城	3,958,690	3	山 形	5,992,878
4	東 京	3,567,029	4	長 野	5,947,373
5	青 森	3,012,469	5	宮 城	3,629,249
6	愛 知	2,967,294	6	青 森	3,443,746
7	長 野	2,499,261	7	千 葉	3,415,320
8	山 形	2,494,572	8	愛 媛	3,316,558

青島のワイドショーで「チクロの怪を解く」
を全国テレビ放送

日 時 昭和 45 年 8 月 27 日 (金) 12:30 ~ 13:30 時

番 組 青島のワイドショー

テー マ 「チクロの怪を解く」

テ レ ビ 局 日本テレビ(4 チャンネル) をキーステーションとして全国 17
ネット

NBN、KRY、JRT、RNB、RKC、RNC、NKT、
FBC、KNB、YBS、YBO、ABC、ABS、RAB、
STV、FBS、YTB、NTB。

(出 演)

中山千夏、八代英太、バーブ佐竹、石垣純二、杉靖三郎、霜三雄、一番ヶ瀬尚。

広田正（全国缶詰問屋協会）、今野善之（山形県缶詰協会）、小川忠久（全清涼飲料協会）、（アイスクリーム協会）、小島康平（電話のみ）（厚生省公衆衛生局食品化学課長）、竹井二三子（日本生活協同組合連合会）、並木良（全国地域婦人団体連絡協議会）、近藤真柄（日本婦人有権者同盟）、和歌森玉枝（消費者の会）。（主婦連合会）、一般主婦 20 名

※ 青島のワイドショーの概要

先ず出演の一般主婦にチクロについての関心を聞いたが全員が無関心と答えた。消費者団体のみがいたずらに騒いでいるといった印象を聴視者に与えた。各グループの発言は、チクロの毒性については判らないが、少なくともいま騒がれているような食べたからすぐにどうこういつた危険なものではないという見解であり、山形缶協の今野氏の熱弁もあり、業界にとつて有利に展開した。

在 京 委 員 会

日 時 昭和 45 年 3 月 27 日 15.00 ~ 18.00 時

場 所 北洋商事㈱ 8 階 応接室

議 題 第 2 回「缶詰食べましよう週間」担当窓口および協賛額に関する件

※ 委 員 会 の 概 要

3 月 23 日開催の普及宣伝部会において第 2 回「缶詰食べましよう週間」の実施を決定し協賛メーカー又は県缶詰協会に呼び掛ける窓口店、協賛額等につい

では在京委員会を設置しそこで決定するとの方針がだされ昨年も青樹会（在京8社、若年幹部の会）で検討されたが本年も同会が在京委員会となり検討が行なわれたもの。なお東洋製缶機、大和製缶機、北海製缶機の3社にも協力を呼び掛けことになつた。

関 係 団 体 報 知

〔事務所開設〕

※ 清水水産㈱（清水市富士見町2の18）では4月1日から大阪事務所を開設する。

清水水産㈱大阪事務所

大阪市北区天神橋筋1の114

西垣ビル2階1号室

電話 大阪(06)363局0280番

〔電話番号変更〕

※ 青森缶詰㈱（青森市港町）の電話番号は8月15日から下記に変更となつた。

青森缶詰㈱本社・工場

市外局番(0177)84局 5811代表

大 東 工 場 84局 5815

会員消息

〔役員人事〕

※ 横川口屋社長に川口クラ氏

横川口屋（横浜市神奈川区反町2丁目15番地の1）の故川口昭社長の後任に川口クラ氏が就任し役員は下記の通り。

代表取締役社長	川 口 ク ラ 氏
専務取締役	横 山 清次郎 氏
常務取締役 (相模原営業所長)	児 玉 利 夫 氏
取 締 役 (菓子部営業所長)	川 口 昭 吾 氏
監 査 役	秋 本 勝 久 氏

〔住居表示変更〕

※ 横新見義広商店の下記のように変更した。

広島市東荒神町4～23

※ 浅井会長、自宅の住居表示が下記に変更となつた。

旧住所 世田谷区粕谷町244番3

新住所 世田谷区八幡山3丁目17番12号

（株）逸見山陽堂 渡辺明専務母堂ご逝去

横逸見山陽堂渡辺明専務取締役の母堂渡辺タケさんは、8月9日午後2時50分老衰のため東京都練馬区高野台5～2～14自宅で死去された。享年92お通夜は3月10日午後6時80分から、告別式は3月11日午後1時から自宅で執り行なわれた。

